

平成21年度第3回総合セキュリティ対策会議

(平成22年1月25日)

発言要旨

1. 開会

2. カーナビ機器 製造番号表示の現状について

【委員から、カーナビ機器製造番号表示の現状について発表】

インダッシュタイプとポータブルタイプは、国内外メーカーはそれぞれ何社ぐらいあるのか。

一般論として、いわゆるインダッシュタイプは日系メーカーがほとんどのシェアをカバーしている。ポータブルタイプは、最近海外からも安価なタイプを中心に多数出ている。

3. 平成21年度総合セキュリティ対策会議報告書(素案)について

【事務局から平成21年度総合セキュリティ対策会議報告書(素案)について説明】

1章の冒頭の盗品流通防止対策について、2点の記述を追加してはどうか。

1点目は、OECDの新セキュリティガイドラインにおいて、安全なセキュリティ環境の構成の責任をネットワークスの参加者すべてが、そのできる範囲でそのことをやるという新しいセキュリティについての構築の責任、一般的な責任をうたっており、その記述を入れたらどうか。

2点目は、この会議の成り立ちが、国際的な要請によるものであるという記述を入れたらどうか。

今までの経緯や国際的な視野から、冒頭のところでその記述を入れた方がよい。

インターネット・オークション事業者において、盗品を出した瞬間に業界で情報が共有できるようなブラックリストを現在作っているのか。ブラックリストがなければ、抑止効果を出すためにその仕組みを作っていただきたい。

現在、悪質な出品者に関する情報交換は行ってはいない。アカウント停止の理由は各社様々で、その水準、顧客管理の観点、情報管理も含めて難しいと思う。

サービスの内容も異なり、歩調を揃えるのは難しい。

ブラックリストは、いずれ必要になると思うので、検討を進めてほしい。

現実的に難しい状況にあるようなので、もう少し時間をかけて検討する必要があると思う。反社勢力に関する情報のデータベース化は、一つのなすべ

きことであり、尽力してもらって課題として検討を行うべきだと思う。

そんなに簡単にできるとは思わないが、作る努力をしてほしい。

長期的であれば検討できると思うが、少なくとも情報の正しさをどのように担保するのか、誰が管理するのかとか、修正はどのようにすればよいのかなど、色々な問題があり難しいと思う。反社会的勢力の排除の観点では、官が持っているデータも欲しい。

加えて、利用者の視点から、事業者の中でブラックリストをそもそも作ってよいのかという別の論点もある。

官の側が民と連携して、仕組みの構築を積極的に行うきっかけになればよいと思う。データベースについては、官の側の今後の立法政策も含めた取組みがいかに関係するかに関わってくる。

業者間でブラックリストの共有化、知識の共有、情報の共有化は、外国で行っているのか。

外国のことは業界に教えていただかないとわからないことだと思うが、やはりその記述を報告書に入れるのはちょっと難しいかもしれない。

インターネット・オークション上での盗品売買の中のカーナビのうち、少年犯罪となるデータはあるのか。

事務局：事務局で調べた後、別途お知らせする。

カーナビメーカー等において、打刻のような表示方法等について検討していただき、番号の一意性になるべく確保されるような方策をとっていただくことをお願いしたいと思う。

打刻よりも改ざん等の可能性が少ない方策として、メーカーでは製造番号を機械の中のソフトウェアに書き込み、特殊な操作をすれば、製造番号が画面上で確認をすることができるというような取組みを進めている。そのような製品の割合も少しずつではあるが、増やすように各社で取り組んでいる。

インターネット・オークションのユーザーではなく、カーナビのユーザーに対して、盗難に遭った場合必ず製造番号を届け出るように周知すべきである。

関係者の具体的な取組みについて、実質的に警察の取組みが一番に来るべきだと思う。盗品情報を事業者が利用するという構造になるので、警察への情報提供は可能だと思う。ただし、その情報提供については、事業者側が不当な責任追及を受けないことなどを示す必要があると思う。

今回の仕組みは、インターネット・オークション事業者の取組みが一番最初に来たほうが分かりやすいと思うがどうか。

事務局：警察もカーナビメーカー等の事業者もそれぞれ取組みを行うものがあるが、今回の会議のテーマはカーナビの犯罪対策の検討ではなく、

インターネット・オークションにおける盗品の流通を防止するための検討であり、具体的な取組みに係る部分については、インターネット・オークション事業者の取組みを最初に記述した方が分かりやすいことから、このような構成とした。

位置付けとしては、やはり環境をきちんとするという観点から、盗品データを官側が民に出し、民でやれることを考えるという大きな取組みが基本的なものになるのではないかと思う。

警察における取組みのうち、盗品の製造番号を一般に公表することによって、犯罪を助長するということは分かるので、不特定多数まで公表することはやめた方がいいと思うが、警察からインターネット・オークション事業者に対する盗品の情報の提供は確約して欲しい。また、インターネット・オークション事業者がデータベースを使って、この製造番号は盗品だと分かったとき、警察に知らせるような仕組みにした方が良いと思う。

事務局：インターネット・オークション事業者は、売買の場を提供する事業者であり、出品物の現物が盗品であるかどうか確認することはできず、また、現状では、落札者が全く調べる手段がないことから、落札者も盗品であるかどうかに関心であると考えており、そのような状況の中、出品物と出品物の現物を近づけるような努力を関係者が一丸となって行うこととしている。なお、出品物の現物に着目した措置については、素案に記載したような問題があり、すぐの実現できるものではないが、検討の経緯を踏まえて記載している。

また、警察からの情報提供によって、インターネット・オークション事業者において盗品の流通が判明した場合は、古物営業法上の第21条の3 申告義務に基づき、直ちに警察官にその旨を申告しなければならないとされている。

インターネット・オークションの特性としては、現実の市場と異なり、情報の流通を媒介するだけであると思う。やはり電子的な市場の特性を踏まえて、メーカーが製造番号を他のものに容易に代替されないよう画面に表示させるなどの取組み等を行う必要があると思う。

古物営業法の改正の際に、「あっせん」に関して国会の委員会で議論されたという経緯があるものの、インターネット・オークションというのは、場の提供ではなくて、単なる広告だと思っている。パーソナル広告が出されていて、個人でその出品物に対する広告が出されていて、その買い手の希望の人と結びつくためのメールのアドレスの交換の仕組みが裏側にくっついているだけだと思っている。つまり、情報の提供が広告という形でなされていて、広告物の中身としては、ある程度インターネット・オークション事業者がチ

エックすることができるが、それは広告の中に記載された情報に限られるので、できることに限界があると思っている。

広告についても、広告主の宣伝についての判決例の動きもあることも踏まえて、電子情報のやりとりをめぐる課題に答えなければいけないと思う。

その他の取組みである国民に対する呼びかけについては、その記述を強くしてもよいと思う。

ユーザー登録率の向上については、ユーザー自身の判断により登録がなされることから、カーナビメーカーとしてユーザー登録を強いることはできず、カーナビメーカーだけの取組みには限界がある。

また、報告書案には「今後関係者で実現に向けた検討を進める」と記載されているが、この会議の中に組織のようなものができるのか説明いただければと思う。

事務局：新たな協議会といったものではなく、実務的に各関係者と詰めていきたいと考えている。

一点目として、今回はカーナビ特有の製造番号の問題としており、カーナビで講じたものが他にも適用できるかについては、製品ごとの特性を考慮しながら対策について検討されるべきだと思う。二点目として、大多数のユーザーの利便性を不合理に制約することのないような配慮も必要だと思う。

生活安全局長：前田委員長を始め、委員の皆様方におかれましては、大変御多用なところ御出席いただき、誠にありがとうございます。この会議は9年目を迎えるということでありまして、この会議での提言もインターネット・ホットラインセンターの設立やファイル共有ソフトを悪用した著作権対策協議会の発足等、多くの具体的な成果がございます。本年度はインターネット・オークションにおける盗品の流通防止対策、非常に治安対策上根幹にかかわる重要なテーマであろうと思いますが、本日は、これまでの御議論を踏まえた報告書の素案を熱心に御議論いただき本当にありがとうございました。

警察においては、犯罪が発生すると摘発検挙して、それが一罰百戒の抑止力に働くと良いのですが、このような流通防止対策を講じていかないと、犯罪はおさまっていかないとしますので、是非次回に取りまとめをしていただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。